

参 考 資 料

- 1 各国の著作権制度について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
 - ・ 日本
 - ・ ドイツ
 - ・ フランス
 - ・ イギリス
 - ・ アメリカ

- 2 著作権条約の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P11
 - ・ ベルヌ条約及びWCTで規定されている権利について
 - ・ ローマ条約及びWPPTで規定されている権利について

- 3 主要国のデジタル・ネット化に関する最近の取組・・・・・・・・ P13

- 4 コンテンツの流通促進のための自主的な取組の例・・・・・・・・ P19

各国の著作権制度について(日本)

<権利者の区分>

- 著作権者の権利・・・著作物の創作者が享有。
 著作物には、①言語、②音楽、③舞踊等、④美術、⑤建築、⑥図形、⑦映画、⑧写真、⑨プログラム、⑩編集物、⑪データベースが含まれる。
- 著作隣接権・・・実演家、レコード製作者、放送事業者及び有線放送事業者が享有。

<権利一覧>

		権利の内容	条番号	備考	
著作権者の権利	人格権	公表権	18条		
		氏名表示権	19条		
		同一性保持権	20条		
	財産権	複製権	21条		
		上演権、演奏権	22条		
		上映権	22条の2		
		公衆送信権等	23条		
		口述権	24条		
		展示権	25条		
		頒布権	26条	・映画の著作物のみが対象	
		譲渡権	26条の2	・映画の著作物以外が対象 ・最初の適法な譲渡で権利が消尽	
		貸与権	26条の3	・映画の著作物以外が対象	
		翻訳権、翻案権等	27条		
二次的著作物の利用に関する原作者の権利	28条				
著作隣接権	人格権	氏名表示権	90条の2		
		同一性保持権	90条の3		
	財産権	録音権、録画権	91条	・許諾を得て映画の著作物として録音・録画された実演の増製には権利は及ばない	
		放送権、有線放送権	92条	・有線放送による同時再放送及び許諾を得て録音・録画されている実演には権利は及ばない	
		送信可能化権	92条の2	・許諾を得て録画されている実演には権利は及ばない	
		譲渡権	95条の2	・最初の適法な譲渡で権利が消尽	
		貸与権	95条の3	・商業用レコードで発売後1年以内のものが対象	
		(商業用レコード貸与報酬請求権)	95条の3	・商業用レコードで発売後1年間を経過したものが対象	
		(放送の再放送、ネット局による放送に係る報酬請求権)	94条		
		(放送される実演の有線放送に係る報酬請求権)	94条の2		
		(商業用レコードの放送・有線放送による二次使用料請求権)	95条		
		(放送の同時再送信に係る補償金請求権)	102条		
	レコード製作者	財産権	複製権	96条	
			送信可能化権	96条の2	
			譲渡権	97条の2	・最初の適法な譲渡で権利が消尽
			貸与権	97条の3	・商業用レコードで発売後1年以内のものが対象
			(商業用レコード貸与報酬請求権)	97条の3	・商業用レコードで発売後1年間を経過したものが対象
			(商業用レコードの放送・有線放送による二次使用料請求権)	97条	
	放送事業者	財産権	複製権	98条	
			再放送権、有線放送権	99条	・法令上の義務たる有線放送には適用しない
			送信可能化権	99条の2	
テレビジョン放送の伝達権			100条		
複製権			100条の2		
有線放送事業者	財産権	放送権、再有線放送権	100条の3		
		送信可能化権	100条の4		
		テレビジョン放送の伝達権	100条の5		

<権利の例外一覧>

(著作権の例外)

権利の例外の内容	条番号	備考	著作隣接権への準用
私的使用のための複製	第30条	・私的録音録画には補償金あり	○
図書館等における複製	第31条		○
引用	第32条		○
教科用図書等への掲載	第33条	・補償金あり	
教科用拡大図書等の作成のための複製	第33条の2	・営利目的の場合には補償金あり	
学校教育番組の放送等	第34条	・補償金あり	
学校その他の教育機関における複製等	第35条		○
試験問題としての複製等	第36条		○
点字による複製等	第37条		○
聴覚障害者のための自動公衆送信	第37条の2		
営利を目的としない上演等	第38条	・映画の頒布に補償金あり	○
時事問題に関する論説の転載等	第39条		
政治上の演説等の利用	第40条		
時事的事件の報道のための利用	第41条		○
裁判手続等における複製	第42条		○
行政機関情報公開法等による開示のための利用	第42条の2		○
放送事業者等による一時的固定	第44条		○
美術の著作物等の原作品の所有者による展示	第45条		
公開の美術の著作物等の利用	第46条		
美術の著作物の展示に伴う複製	第47条		
プログラムの著作物の複製物の所有者による複製等	第47条の2		
保守、修理等の一時的複製	第47条の3		○
複製権の制限により作成された複製物の譲渡	第47条の4		○
著作権者不明等の場合における著作物の利用	第67条		
協議不成立等の場合における著作物の放送	第68条		
協議不成立等の場合における商業用レコードへの録音等	第69条		

(著作隣接権の例外)

権利の例外の内容	条番号	備考
放送のための固定	第93条	
放送のための固定物等による放送	第94条	
(著作権の例外に関する規定の内、「著作隣接権への準用」欄に○を付したものを準用している)	第102条第1項	
IPマルチキャスト放送による同地域同時再送信	第102条第3項～5項	・補償金あり
著作権の制限により行うことができる放送・有線放送の再放送等	第102条第6項	

各国の著作権制度について（ドイツ）

※2007年3月時点（出典：「外国著作権法令集（37）ードイツ編ー」、2007年3月社団法人著作権情報センター）

<権利者の区分>

○著作者の権利・著作物の創作者が享有。

文学、学術、及び美術の著作物には、①言語（コンピュータ・プログラムを含む）、②音楽、③無言劇（舞踊を含む）、④造形美術（建築を含む）、⑤写真、⑥映画、⑦図画等、が含まれる。上記に加え、データベースの著作物も保護されている。

○著作隣接権・学術的刊行物の作成者、写真家、実演芸術家、レコード製作者、放送事業者、データベース製作者 等が享有

<権利一覧>

		権利の内容	条番号	備考			
著作者の権利	人格権	公表権	12条				
		著作者であることの承認を求める権利、氏名表示権	13条				
		歪曲を禁止する権利	14条				
	財産権	複製権	16条				
		頒布権	17条	最初の適法な譲渡で、真貨を除いて権利が消尽			
		(録画物・レコードの真貨権及び公衆に利用可能な施設（図書館等）による貸出に係る報酬請求権)	27条				
		展示権	18条	未公表の造形美術、写真の著作物を公衆に展示			
		口述権、上演・演奏権、上映権	19条	ディスプレイ、スピーカー等により公衆に知覚可能なものとする権利を含む。			
		公衆提供権	19a条	利用可能化に関する権利も含む			
		放送権	20条	有線放送、類似の技術的手段による放送を含む			
		有線再放送に関する権利	20b条	集中管理団体によってのみ行使可能			
		録画物・レコードによる再生の権利	21条	録音物・レコードを用いて公衆に知覚可能とする権利			
		放送による再生、公衆提供による再生の権利	22条	ディスプレイ、スピーカー等により公衆に知覚可能とする権利			
		翻案物・改作物に関する権利	23条				
(原作品への接近に関する権利)	25条	著作者が複製物等の製作に必要な場合					
(追及権)	26条						
著作隣接権	作成者	人格権・財産権	著作権の保護を受けない著作物または文書の刊行物に係る権利	70条	著作権に対して適用される規定を準用		
		財産権	未発行で著作権が消滅した著作物を発行した場合等の権利	71条	著作物の利用権、制限等の規定を準用		
	発行者等	財産権					
		人格権・財産権	創作性のない写真に係る権利	72条	写真の著作物に対して適用される規定を準用		
	写真家	人格権	実演芸術家として承認される権利、氏名表示権	74条			
			実演の毀損を禁止する権利	75条			
		財産権	固定（録音・録画）	77条			
			複製、頒布権	77条	第27条（録画物・レコードの真貨権及び公衆に利用可能な施設（図書館等）による貸出に係る報酬請求権）を準用		
			公衆提供権	78条	利用可能化に関する権利も含む		
			放送権	78条	適法に収録されている場合は権利が及ばないが、実演芸術家に報酬請求権を付与		
			公衆に知覚可能にする権利	78条	録音物・レコードを用いた場合、実演の放送・再生で公衆提供に基づくもの場合は、報酬請求権を付与		
			有線再放送に関する権利	78条	集中管理団体によってのみ行使可能		
			レコード製作者	財産権	複製、頒布、公衆提供権	85条	第27条2項、3項（公衆に利用可能な施設（図書館等）による貸出に係る報酬請求権）を準用
					(レコードの公衆再生に係る報酬請求権)	86条	実演芸術家に利益分与を求める請求権
	放送事業者	財産権	再放送、公衆提供権	87条			
			固定（録音・録画）、写真製作、複製・頒布権	87条	真貨権を除く		
			公衆に知覚可能にする権利	87条			
	データベース製作者	財産権	データベースの全部または重要な部分についての複製、頒布、公衆に再生する権利	87b条	重要でない部分であっても、通常の利用に抵触し、正当な利益を不当に害すると認められる場合は、権利が付与される。最初の適法な譲渡で、真貨を除いて権利が消尽（17条2項）。第27条2項、3項（公衆に利用可能な施設（図書館等）による貸出に係る報酬請求権）を準用		

【上記以降の法改正の概要】

○2007年改正（著作権法第二次包括改正法：第2バスケット）（2007年10月31日公布、2008年1月1日施行）

- ・私的複製の権利制限の範囲明確化
- ・私的複製補償金制度の改正（対象機器・媒体、金額決定方法・基準）
- ・学術・研究のための権利制限

<権利の例外一覧>

※出典：
「外国著作権法令集（37）ードイツ編ー」（2007年
3月著作権情報センター）
本山雅弘「ドイツ著作権法改正（第二バスケット）」
『コピライト』（2008年2月著作権情報センター）

権利の例外の内容	条番号	備考
一時的な複製行為	44a条	
司法及び公共の安全	45条	
障害者	45a条	
教会、学校又は授業の用に供するための編集物	46条	
学校放送	47条	
公衆演述	48条	
新聞記事及び放送解説	49条	
時事の事件に関する報道	50条	
引用	51条	
公衆再生	52条	非営利無料等の場合
図書館等による閲覧用電子端末による再生	52b条	EU指令を受け、第2バスケットにより新設
私的及びその他の自己の使用のための複製	53条	録音録画・写真複写に関し報酬請求権あり（54条）
図書館が注文を受けて行うコピーの送付	53a条	第2バスケットにより新設
放送事業者による複製	55条	原則放送後1ヶ月以内に消去
データベースの著作物の使用	55a条	
営業における複製及び公衆再生	56条	
重要でない付随物	57条	
展示、公衆販売及び公衆に利用可能な施設における著作物	58条	
公共の場所における著作物	59条	
肖像	60条	

（注）上記は、ドイツ著作権法の第1章第6節（著作権の制限）に記載されている条文について記載している。第6節以外の箇所においてもコンピュータ・プログラムの使用のために不可欠な複製等については許諾を要しないとす規定等、権利制限と解することができる規定が存在する。

各国の著作権制度について（フランス）

※2001年3月時点（出典：「外国著作権法令集（30）－フランス編－」、
大山幸房 訳、2001年3月社団法人著作権情報センター）

<権利者の区分>

- 著作権者の権利・著作権者の創作者が享有。
著作物には、①言語、②音楽、③舞踊及び無言劇等、④美術（建築を含む）・応用美術、⑤写真、⑥映画、⑦地図・図形・図面、⑧ソフトウェア（準備の概念資料を含む）⑨服装・装飾が含まれる。
- 著作隣接権・実演家、レコード製作者、ビデオグラム製作者、視聴覚伝達企業が享有
- その他：データベース製作者の権利

<権利一覧>

		権利の内容	条番号	備考	
著作権者の権利	著作者	名前、資格、著作物の尊重を要求する権利	121の1条	ソフトウェアの著作者は制限（121条の7）	
		人格権	121の2条		
		利用権の譲受人に対する修正・撤回の権利	121の4条	ソフトウェアの著作者は制限（121条の7）、譲受人への損害賠償が条件	
		論文・講演の編集・発行を許諾する権利	121の8条		
	財産権	複製権	122の1条 122の3条		
		翻訳権・翻案権・編曲権	122の4条		
		ソフトウェアの複製権・翻訳権・翻案権	122の6条	122の6の1条の規定に従うことを条件	
		上演権・演奏権	122の1条 122の2条	公への伝達、テレビ放送等を含む	
		譲渡権	122の7条		
		追求権	122の8条		
著作隣接権	実演家	人格権	212の2条	条文上は人格権財産権の峻別なし	
		財産権	212の3条		
	レコード製作者	複製権	213の1条		
		販売、交換、貸与による公衆への提供	213の1条		
		公衆への伝達	213の1条		
		（商業用レコードの公開の場所での伝達、ラジオ放送、有線による同時送信にかかる報酬請求権）	214の1条		
		ビデオグラム製作者	複製権	215の1条	
			販売、交換、貸与による公衆への提供	215の1条	
	視聴覚伝達企業	複製権	216の1条		
		番組の販売、貸与又は交換による公衆への提供	216の1条		
		テレビ放送	216の1条		
		公衆への伝達	216の1条	有料で入場のできる場所に限る	
データベース製作者	複製権（転写・抽出）	342の1条	公の貸与を除く		
	公衆に提供することによる再使用	342の1条	公の貸与を除く		

【上記以降の法改正】

○2006年改正（DADVS I 法）（2006年8月1日、憲法評議会で違憲と判断された部分以外公布、即施行（一部を除く））

（権利制限関係）

- ・教育目的の上演・演奏・複製
 - ・機器利用時・通信過程における一時的複製
 - ・公的施設による障害者のための非営利・無料の複製・上演・演奏
 - ・図書館等による保存目的等のための複製
 - ・報道のための複製
 - ・スリーステップテストの明記
 - ・放送のためのレコードの複製（送信する独自番組に音を付加するための複製）にかかる報酬請求権
- （その他）
- ・EU域内における譲渡権の消尽
 - ・放送のためのレコードの複製
 - ・技術的手段の保護

<権利の例外一覧>

権利の例外の内容	条番号	備考
(著作権関係)		
私的かつ無償の上演・演奏	122の5条	122の5条は公表された著作物についての規定。以下同様
私的使用目的の複製	122の5条	美術の著作物、ソフトウェア、電子DBを除く 私的複製に対する報酬(311の1条)
要約及び短い引用	122の5条	
新聞雑誌の論説紹介	122の5条	
公開演説の時事の報道としての伝達	122の5条	
販売に供される美術の著作物を説明するための複製	122の5条	
パロディ(もじり、模作及び風刺画)	122の5条	ただし、当該分野の決まりを考慮する
電子データベースの内容にアクセスするために必要な行為	122の5条	契約に定める使用の必要のための使用の限度内
教育目的の上演・演奏・複製	122の5条	報酬支払義務つき 09年1月1日施行
機器利用時・通信過程における一時的複製	122の5条	ソフトウェア及びDB以外の著作物のみ
公的施設による障害者のための非営利の複製・上演・演奏	122の5条	
図書館等による保存目的等のための複製	122の5条	
報道のための複製	122の5条	均衡を欠く、又は直接的関連性が無い場合、報酬支払い義務つき
スリーステップテスト	122の5条	例外規定該当性の基準明確化のため追加された
ソフトウェアの使用を可能とするために必要な行為	122の6条	
ソフトウェアの保全コピーの作成	122の6条	ソフトウェアの使用を保全するために必要な場合
ソフトウェアの機能の観察、研究、検査	122の6条	ソフトウェアの要素の基礎にある概念及び原理を決定するため
ソフトウェアのコードの複製または形式の翻訳	122の6条	122条の6条第1号または第2号に規定する複製又は翻訳が他のソフトウェアとは独立して創作されたソフトウェアの相互利用に必要な情報を取得するために不可欠である場合
(隣接権関係)		
私的かつ無償の上演・演奏	211の3条	
私的使用目的の複製	211の3条	私的複製に対する報酬(311の1条)
要約及び短い引用	211の3条	
新聞雑誌の論説紹介	211の3条	
公開演説の時事の報道としての伝達	211の3条	
パロディ(もじり、模作及び風刺画)	211の3条	ただし、当該分野の決まりを考慮する
教育目的の上演・演奏・複製	211の3条	報酬支払義務つき 09年1月1日施行
機器利用時・通信過程における一時的複製	211の3条	ソフトウェア及びDB以外の著作物のみ
図書館等による保存目的等のための複製	211の3条	
スリーステップテスト	211の3条	
実演が著作物又は視聴覚資料の一連続場面の主題を構成する場合の複製及び公の伝達	212条の10	
放送のためのレコードの複製	214の1条	送信する独自番組に音を付加するための複製
(データベース関係)		
質的又は量的に非実質的な部分のデータベースの抽出・再使用	342の3条	
私的目的のためのデータベースの抽出	342の3条	ただし、データベースに組み込まれた著作物又は要素の著作権又は隣接権の尊重を条件とする
教育目的のデータベースの抽出・再使用	342の3条	報酬支払義務つき 09年1月1日施行
スリーステップテスト	342の3条	

各国の著作権制度について（イギリス）

※1998年1月時点（出典：社団法人著作権情報センターHP
(<http://www.cric.or.jp/gaikoku/england/england.html>)

<権利者の区分>

○著作権の権利・・・著作物の創作者が享有。

ただし、録音物の場合は製作者、映画の場合には製作者及び主たる監督、放送の場合には放送を行う者が享有。

著作物には、①文芸（データベース以外の表又は編集物、プログラム、プログラムのための準備設計資料、データベースを含む）、②演劇（舞踏、又は無言劇を含む）、③音楽、④美術（図画、建築、写真、美術工芸の著作物を含む）、⑤録音物、⑥映画、⑦放送、⑧発行された版が含まれる。

○実演の権利・・・実演家、実演の録音権・録画権を有する者が享有

<権利一覧>

		権利の内容	条番号	備考
著作権者の権利	人格権	著作者又は監督として確認される権利	77条	・文芸、演劇、音楽、美術、映画の著作物が対象（プログラム、タイプフェイスの意匠、コンピューター生成著作物を除く）
		著作物を傷つける取扱いに反対する権利	80条	・文芸、演劇、音楽、美術、映画の著作物が対象（プログラム、タイプフェイスの意匠、コンピューター生成著作物を除く）
		著作物の著作者の地位の虚偽の付与に関する権利	84条	・文芸、演劇、音楽、美術、映画の著作物が対象
		ある種の写真及び映画のプライバシー権	85条	（私的・家庭内の目的のために写真撮影、映画作成を委嘱した際に、その著作権者に複製物の公衆への配布等を行わせない権利）
	財産権	複製権	17条	
		公衆への配布に関する権利	18条	・EU域内の最初の適法な譲渡で権利が消尽
		レンタル(rental)・貸与権(lending)	18条のA	・文芸、演劇、音楽、美術（建築物等を除く）、録音物、映画の著作物が対象
		公の実演、上映又は演奏に関する権利	19条	・文芸、演劇、音楽、録音物、映画、放送の著作物が対象
		公衆の伝達権	20条	・文芸、演劇、音楽、美術、録音物、映画、放送の著作物が対象 ・放送、利用可能化に関する権利も含む
		翻案権	21条	・文芸、演劇、音楽の著作物が対象
実演の権利	実演家 財産権	録音・録画権	182条	・実演家との間の契約により、商業的利用目的で、実演の録音物・録画物を排他的に作成する資格を有する者も、この権利により保護される。（186条）
		放送への挿入に関する権利	182条	
		複製権	182条のA	
		公衆への配布に関する権利	182条のB	・EU域内の最初の適法な譲渡で権利が消尽
		レンタル(rental)・貸与権(lending)	182条のC	
		利用可能化権	182条のCA	
		（録音物の利用についての公正な報酬の請求権）	182条のD	・公への演奏、放送への挿入が対象

【上記以降の法改正（主なもの）】

○犯罪と執行に関する改正法（2002年11月20日施行）、著作権及び関連権利規則（2003年10月31日施行）

- ・罰則の強化
- ・著作者への公衆の伝達権、実演家への利用可能化権の付与
- ・技術的手段の保護

<権利の例外一覧>

	権利の例外の内容	条番号	備考
一般規定	機器利用時・通信過程における一時的複製	28条A	
	研究及び私的学習	29条	
	批評、評論及び時事の報道	30条	
	著作権資料の付随的挿入	31条	
視覚障害者	私的使用目的のアクセス可能な複製物の作成	31条のA	
	教育機関や非営利団体による複製	32条のB	
	媒介的な複製や記録	32条のC	
	使用許諾がある場合の適用除外	33条のD	
	大臣命令による著作権侵害にかかる制限	33条のE	
	31条AからEに関する定義及びその他の補足的な条項	34条のF	
教育	授業又は試験を目的として行われること	32条	
	教育上の使用のための詩文集	33条	
	教育機関の活動の過程において著作物を実演し、演奏し、又は上映すること	34条	
	教育機関による放送の録音・録画	35条	
	発行された著作物からの章句の教育機関による複写複製	36条	
	教育機関による複製物の貸与	36条のA	
図書館及び記録保存所	図書館及び記録保存所	37条	
	司書による複製——定期刊行物中の記事	38条	
	司書による複製——発行された著作物の部分	39条	
	同一資料の多数の複製物の作成に対する制限	40条	
	司書又は記録保管人による複製物の貸与	40条のA	
	司書による複製——他の図書館への複製物の提供	41条	
	司書又は記録保管人による複製——著作物の代替複製物	42条	
	司書又は記録保管人による複製——ある種の未発行の著作物	43条	
	輸出の条件として作成を必要とされる著作物の複製物	44条	
	法定寄託図書館	44条A	
行政	議会手続及び裁判手続	45条	
	王立委員会及び法定調査	46条	
	一般の閲覧に供せられる、又は公的登録簿に載っている資料	47条	
	公務の過程において国王に伝達される資料	48条	
	公的記録	49条	
	法定の権限に基づいて行われる行為	50条	
プログラム	プログラムの予備の複製物	50条のA	
	プログラムの逆コンパイル	50条のB	
	プログラムの観察、研究及び試験	50条のBA	
	適法な使用者に許される他の行為	50条のC	
データベース	データベースに関して許される行為	50条のD	
意匠	意匠文書及びひな型	51条	
	美術の著作物から派生する意匠の利用の効果	52条	
	意匠登録を信用して行われること	53条	
タイプフェイス	印刷の通常の過程におけるタイプフェイスの使用	54条	
	特定のタイプフェイスにより資料を作成するための物品	55条	
電子的形式による著作物	電子的形式による著作物の複製物の移転	56条	
雑則（文芸、演劇、音楽及び美術）	無名又は変名の著作物——著作権の消滅又は著作者の死亡についての推定に基づいて許される行為	57条	
	話された言葉の草稿又は記録物のある種の場合における使用	58条	
	公の朗読又は朗誦	59条	
	学術上又は技術上の論文の摘要	60条	
	民謡の録音物	61条	
	公開されているある種の美術の著作物の表現	62条	
	美術の著作物の販売の広告	63条	
	同一の美術家による以後の著作物の作成	64条	
建築物の改築	65条		
雑則（貸与、演奏）	ある種の著作物の複製物の公衆への貸与	66条	
雑則（映画・録音物）	映画——著作権の消滅等についての推定に基づいて許される行為	66条のA	
	クラブ、協会等を目的とする録音物の演奏	67条	
雑則（放送）	放送を目的とする付随的録音・録画	68条	
	放送の監視及び管理を目的とする録音・録画	69条	
	タイム・シフトを目的とする録音・録画	70条	
	放送の写真	71条	
	放送の無料の公の上映若しくは演奏	72条	
	有線による無線放送の受信及び再送信	73条	
	第73条第4項に従って支払われる使用料その他の金額	73条A	
	放送の字幕スーパー入り複製物の提供	74条	
	記録保存を目的とする録音・録画	75条	
翻案	翻案	76条	

各国の著作権制度について（アメリカ）

※2000年7月時点
出典：「外国著作権法令集（29）－アメリカ編－」
（2000年7月社団法人著作権情報センター）
山本隆司「アメリカ著作権法の基礎知識」
（2004年2月日本ユニコ著作権センター）

＜権利者の区分＞

○著作権の対象・・・著作者が作成した著作物には以下を含む。固定されていることが要件となっている。

- ①言語（コンピュータ・プログラムを含む）、②音楽、③演劇、④無言劇、舞踊、
⑤絵画、図形、彫刻（写真を含む）、⑥映画その他の視聴覚著作物、⑦録音物、⑧建築
上記に加え、編集著作物（データベースを含む）及び二次的著作物も含む。

※米国には著作隣接権の制度はなく、実演、レコード及び放送は、創作性があれば著作物として保護される。また、放送信号については通信法等により別途保護されている。

＜権利一覧＞

		権利の内容	条番号	備考
著作権	人格権	氏名表示権	106A条	視覚芸術著作物※が対象 ※絵画、彫刻等の1品ものや展示目的の写真の1部のみのも もの等。図面、映画、書籍等の発行物は含まない。 (101条)
		同一性保持権	106A条	・視覚芸術著作物が対象 ・名誉または声望を害するおそれのある改変が対象
	財産権	複製権	106条	録音物は増製する場合のみ（114条）
		（生の音楽実演の録音・録画等）	1101条（1）	許諾権ではないが、実演家の同意なく行われた場合、民事的救済が与えられる。
		二次的著作物の作成に関する権利	106条	
		頒布権	106条	・適法に作成、移転された場合は、権利が消尽（109条(a)） ・ただし、レコード、コンピュータ・プログラムについては、営利目的の貸与には権利が及び（109条(b)）
		（無断で固定されたレコードの頒布等）	1101条（3）	許諾権ではないが、実演家の同意なく行われた場合、民事的救済が与えられる。
		実演権	106条	日本法における上演、演奏、上映、放送、送信、口述が該当
		展示権	106条	言語、音楽、演劇、舞踊、無言劇、絵画、図形、彫刻が対象
		デジタル音声送信による実演権	106条	録音物が対象
（生の音楽実演の公衆への送信その他の伝達）	1101条（2）	許諾権ではないが、実演家の同意なく行われた場合、民事的救済が与えられる。		

※上記は米国著作権法における権利の内容を記載しているが、米国は著作権法以外の法令・州法等により複合的に著作物等を保護している。
米国著作権法では、半導体チップ製品（第9章）、実用品の創作的デザイン（第13章）等も保護しているが、著作権の保護とは独立しているという位置づけ。

【最近の主な法改正】

- Technology, Education, and Copyright Harmonization Act of 2002
遠隔教育での著作物の利用についての改正
- The Copyright Royalty and Distribution Reform Act of 2004
著作権法における強制許諾のロイヤリティの決定手続き等に係る改正
- The Satellite Home Viewer Extension and Reauthorization Act of 2004
衛星放送事業者が遠隔地にテレビ局を設置するための手続きの見直し等
- The Intellectual Property Protection and Courts Amendments Act of 2004
著作権侵害に対する損害賠償額の規定等の改正
- Artists' Rights and Theft Prevention Act of 2005
映画館での無許諾の録画の犯罪化についての改正
- Preservation of Orphan Works Act
図書館等における著作者不明等の著作物の権利制限の見直し

<権利の例外一覧>

権利の例外の内容	条番号
フェア・ユース	107条
図書館及び文書資料館による複製、頒布	108条
所有者の許諾を得て行う映写による展示	109条(c)
コイン式ゲーム機器の所有者によるゲームの実演、展示	109条(e)
非営利教育機関による実演、展示	110条(1)
教育活動のために行われる送信による実演、展示	110条(2)
礼拝の過程で行われる実演、展示	110条(3)
非営利無料の実演	110条(4)
家庭の受信装置により受信される実演・展示を収録する送信の伝達	110条(5)
公衆の受信を意図した非演劇的音楽著作物の実演・展示	110条(5)
農業又は園芸の品評会等を行う非演劇的音楽著作物の実演	110条(6)
視聴覚装置等の販売促進目的の非演劇的音楽著作物の実演	110条(7)
視聴覚障害者等のための非演劇的言語著作物の送信による実演	110条(8)
視覚障害者等のための演劇的言語著作物の送信による実演	110条(9)
退役軍人団体等主催の社交行事における非演劇的言語又は音楽著作物の実演	110条(10)
二次送信	111条
送信のための一時的固定	112条
実用品に複製された著作物の頒布・展示等	113条(c)
建築物に組み込まれた視覚芸術著作物への同一性保持権に関する規定の不適用	113条(d)
テレビ・ラジオの教育番組に収録された録音物に係る複製、翻案、頒布	114条(b)
録音物のデジタル送信による実演に関する権利の制限（非加入契約放送等）	114条(d)(1)
加入契約デジタル音声送信等による実演に関する法定使用許諾	114条(d)(2)
非演劇的音楽著作物に対するレコードの作成・頒布のための強制使用許諾	115条
コイン式レコード演奏機による公の実演のための交渉による使用許諾	116条
プログラムのコピー所有者の追加的コピー・翻案物の作成等	117条
非商業的教育放送局が行う著作物の実演、展示等	118条(d)
私的家庭内視聴のためのスーパーステーション、ネットワーク局の二次送信	119条
公に所在する建築著作物の画像表現物の作成、頒布、展示	120条(a)
建築物の改装及び破壊	120条(b)
視覚障害者その他の障害者のための複製、頒布	121条
衛星通信事業者による地域市場内の二次送信	122条

ベルヌ条約及びWCTで規定されている権利について

文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約 ＜1975年締結＞			著作権に関する世界的な所有権機関条約(WCT) ＜2000年締結＞		
支分権の概要			支分権の概要		
著作者人格権	第6条の2	創作者であることを主張する権利、名誉・声望を害するおそれのあるものに異議を申し立てる権利	著作者人格権	第1条(4)	第1条(4)において、締約国はベルヌ条約第1条から第21条までの規定及び同条約の付属書の規定を遵守するとされており、ベルヌ条約の権利がWCTに組み込まれている。
翻訳権	第8条	翻訳または翻訳を許諾する権利	翻訳権		
複製権	第9条	複製を許諾する権利。スリーステップテストに抵触しなければ、権利制限可能。ベルヌ条約上、録音・録画は複製とみなす。	複製権		
上演権・演奏権等	第11条	公に上演・演奏及び上演・演奏を公に伝達することについての権利。翻訳物についても同様の権利を持つ。	上演権・演奏権等		
放送権等	第11条の2	放送、放送の再放送等についての権利。これらの権利を行使する条件は各国法の定めるところによる。	放送権等		
朗読権等	第11条の3	公に朗読すること、朗読を公に伝達することについての権利。翻訳物についても同様の権利を持つ。	朗読権等		
翻案権・編曲権等	第12条	翻案・編曲、その他の改作についての権利	翻案権・編曲権等		
映画化権・上映権	第14条 第14条の2	映画として翻案・複製、翻案または複製された著作物の頒布、公への伝達についての権利。映画の著作物の著作権を有する者は、原著作物の著作者と同一の映画化権・上映権等の権利を持つ。	映画化権・上映権		
追及権	第14条の3	美術の著作物の原作品、作家及び作曲家の原稿について、著作者が最初にそれらを譲渡した後の売買の利益にあずかる譲渡不能の権利	追及権		
			譲渡権	第6条	販売その他の譲渡により公衆へ供与する権利。権利の消尽については締約国が自由に要件を定めることができる。
			貸与権	第7条	コンピュータ・プログラム、映画の著作物、レコードに収録された著作物についての公衆への商業的貸与についての権利
			公衆への伝達権	第8条	有線または無線による公衆への伝達(利用可能化を含む)についての権利
権利制限・強制許諾の概要			権利制限・強制許諾の概要		
複製権にかかる権利制限	第9条	スリーステップテストを複製権の制限に関する法理として規定 ＜スリーステップテストの要件＞ 要件①「通常の利用を妨げず」かつ 要件②「著作者の正当な利益を不当に害しない」 要件③「特別な場合」 には、国内法により権利の制限を定めることができる 注)条約上、何が通常の利用・正当な利益なのかは示されていない	制限及び例外	第15条	文学的及び美術的著作物の著作者に与えられる権利の制限又は例外は、国内法令で規定が可能 →スリーステップテストを著作権制限の一般法理に拡大
その他の権利制限		引用、時事問題の記事の複製、放送のための一時的記録等			
強制許諾		放送権、録音権等についての強制許諾			

ローマ条約及びWPPTで規定されている権利について

実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約(ローマ条約/1989年締結)			実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約(WPPT/2002年締結)		
実演家の権利			実演家の権利(音の実演のみ) ※音以外の実演については、視聴覚実演の保護に関する新条約がWIPOにおいて検討されてきた。		
放送・公衆への伝達	第7条	実演家の承諾を得ていない場合、固定されていない実演の放送・公衆への伝達を防止できる。	放送・公衆への伝達	第6条	固定されていない実演の放送・公衆への伝達を行う権利
実演の固定		実演家の承諾を得ていない場合、生の実演を固定することを防止できる。	実演の固定		固定されていない実演を固定する権利
実演の固定物の複製		実演家の承諾を得ないで固定された実演の複製を防止できる。	実演の固定物の複製		第7条
/			譲渡権	第8条	レコードに固定された実演の原作品及び複製物について、販売その他の譲渡による公衆へ供与する権利。権利の消尽については締約国が自由に要件を定めることができる。
			貸与権	第9条	レコードに固定された実演の原作品及び複製物についての公衆への商業的貸与について権利
			利用可能化権	第10条	レコードに固定された実演についての利用可能化権
			実演家人格権	第5条	現に行っている実演等に係る実演家であることを主張する権利。自己の声望を害するおそれのあるものに異議を申し立てる権利
レコード製作者の権利			レコード製作者の権利		
複製権	第10条	複製を許諾または禁止する権利	複製権	第11条	レコードについて、直接または間接に複製する権利
レコードの二次使用	第12条	放送または公衆の伝達に直接(再放送は含まない)使用される場合の報酬請求権	レコードの二次使用	第15条	放送または公衆の伝達に直接または間接(再放送は含む)に利用される場合の報酬請求権
/			譲渡権	第12条	レコードの原作品及び複製物について、販売その他の譲渡により公衆へ供与する権利。権利の消尽については締約国が自由に要件を定めることができる。
			貸与権	第13条	レコードの原作品及び複製物について、公衆への商業的貸与についての権利
			利用可能化権	第14条	レコードの利用可能化権
放送機関の権利			放送機関の権利		
放送の再放送	第13条	再放送を許諾または禁止する権利	放送機関の保護に関する新条約について、世界知的所有権機関(WIPO)において検討中		
放送の固定		放送の固定を許諾または禁止する権利			
放送の固定物の複製		放送機関の承諾を得ないで作成された放送の固定物の複製等を許諾または禁止する権利			
TVの公衆への伝達		TVの公衆への伝達を許諾または禁止する権利を持つが、権利行使の条件は各国法の定めるところによる。			
権利制限・強制許諾の概要			権利制限・強制許諾の概要		
保護の例外	第15条	<ul style="list-style-type: none"> 保護の例外を定めることのできる行為 (a) 私的使用 (b) 時事的事件の報道に伴う部分的な使用 (c) 放送機関が自己の放送のために行う一時的固定 (d) 教育目的又は学術的研究目的のための使用 ・締約国は、国内法令により、文学的及び美術的著作物の保護に関して国内法令に定める制限と同一の種類の制限が可能 ・強制許諾は、本条約に抵触しない限りにおいてのみ定めることができる。	制限及び例外	第16条	文学的及び美術的著作物の著作権の保護について国内法令において定めるものと同一の種類の制限又は例外は、国内法令において規定が可能 ・スリーステップテストを実演家・レコード製作者の権利制限の一般法理に拡大 注)WPPT1条で、ローマ条約上の既存の義務を免れさせないと規定

主要国のデジタル・ネット化に関する最近の取組

欧州

1. コンテンツ流通の単一市場構築に向けた検討

(1) 概要

2008年1月3日、欧州委員会は、コンテンツ産業の強化、クリエイターへの適正な報酬、消費者の多様なコンテンツへのアクセス確立のため、デジタルコンテンツの著作権保護などに関するEU共通ルールの策定、単一市場の形成を目指す方針をまとめた「欧州単一市場におけるクリエイティブ・コンテンツ・オンライン」報告書¹を発表、2月29日まで意見募集を実施。

(2) 各論

上記報告書において、欧州委員会はEUレベルでの行動がメリットとされるであろう4つの主な課題を提示。

- コンテンツの利用可能性

コンテンツ所有者は、違法ダウンロードやオンライン上での海賊行為への懸念からコンテンツのオンライン上での流通についてためらいがちである。このため委員会は、関係者に対してオンラインコンテンツ市場を開拓すべく革新的かつ協調的な解決策を見いだすよう強く要請する。

- 創造的なコンテンツの多国間使用許諾

インターネットや携帯サービスのようなオンライン環境は、本来欧州単一レベルでのサービスを可能とするはずである。しかし、多国間使用許諾（複数又は全てのメンバー国においてコンテンツの使用を許諾する）が欠如しているため、国境を超えたオンラインサービスの展開とそれによる規模の利益が享受できずにいる。権利者からも消費者の観点からも、既存の使用許諾メカニズムを多国間でも許諾される形へと改善する潜在ニーズが存在する。

- DRMシステムの相互互換性と透明性

オンライン環境における権利管理とクリエイターへの公正な報酬を支援する技術は、革新的なビジネスモデルの発展を可能にする鍵となりうるが、現状では、関係者間の長期に渡る議論にもかかわらず、互換性がありかつユーザーフレンドリーなDRMでの解決策は得られていない。委員会は、各種DRM間及び関連するオンラインサービス間の相互互換性やダウンロードされたコン

¹ COMMUNICATION FROM THE COMMISSION TO THE EUROPEAN PARLIAMENT, THE COUNCIL, THE EUROPEAN ECONOMIC AND SOCIAL COMMITTEE AND THE COMMITTEE OF THE REGIONS on Creative Content Online in the Single Market
<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=COM:2007:0836:FIN:EN:PDF>

テンツに課された使用制限の消費者への適切な情報提供の確保についての「DRMの透明性に関するフレームワーク」を立ち上げる。

- 適法な提供と海賊行為

違法なアップロードやダウンロードを含む海賊行為は、中心的な懸念材料である。委員会は、アクセス／サービスプロバイダー、権利者及び消費者間において、魅力的なオンラインコンテンツの幅広い提供だけでなく、著作物の適切な保護、海賊行為や違法なファイル共有対策への密接な協力を確保するために、協調プロセス（行為規範）の形成を推進する。

2. その他

（1）実演の保護期間延長に関する議論

2008年2月14日、欧州委員会域内市場・サービス総局長はEU域内の実演の保護期間を50年から95年に延長する提案を表明²。本提案は、2008年夏期休暇前には欧州委員会で採択される予定（should be ready for adoption）。同総局長は本提案について、生存中に保護期間が切れてしまう実演家の年金を補完する意味を持つこと、消費者向け販売価格に対して負の影響（価格上昇）はないこと、EUの対外貿易に影響も与え得ないことを指摘している。

（2）私的複製補償金制度³に関する議論

2001年のEU著作権指令策定後、欧州委員会は、同補償金制度に関する構成国への調査及び一般への意見募集などを経て、2008年2月14日に著作権補償金制度に関する第二の意見募集の実施を発表。

本意見募集の背景文書⁴では、EU各国における対象機器・媒体、補償金額など補償金制度の概要を示した上で、

- ・ 消費者が欧州内の他国から補償金対象製品を購入した場合に補償金支払義務を負うこと

²Press Release "Performing artists - no longer be the 'poor cousins' of the music business" – Charlie McCreevy

<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/08/240&format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=ja>

³「私的複製補償金制度」

著作権の行使が困難な私的領域で行われる複製行為によって権利者が被る経済的不利益について、録音や録画（ドイツでは文献複写も対象）の機能を有する機器・記録媒体を製造・輸入する者が、徴収団体を通じて権利者に対し補償金を支払うことにより補償する制度。国によって対象機器・記録媒体の考え方や範囲など制度の詳細が異なる。

なお、日本の私的録音録画補償金制度では、補償金支払義務者は私的録音録画を行う者であり、機器・記録媒体を購入する際に価格に上乗せして補償金を支払うこととされている。機器・記録媒体の製造・輸入業者は、支払請求・受領に関して協力義務を負うこととされており、補償金管理協会が定め文化庁が認可した補償金規程従って補償金を支払っている。

⁴ BACKGROUND DOCUMENT 'FAIR COMPENSATION FOR ACTS OF PRIVATE COPYING'
http://ec.europa.eu/internal_market/copyright/docs/levy_reform/background_en.pdf

務が生じること

- ・ 記録容量に基づく補償金額算定基準や汎用機器の取扱いに課題があること
- ・ ダウンロードサービス等において契約で複製が許諾されている場合に私的複製補償金の二重払いの懸念があること

などの課題が取り上げ、問題意識の現状確認や解決策などについて、27 項目の質問⁵が提示している。意見提出期間は 4 月 18 日までとなっており、さらに 6 月に公開ヒアリングが実施される予定。

英国

1. ガワーズ・レビュー (Gowers Review of Intellectual Property)

(1) 概要

2006 年 12 月、英国政府の指示の下、知的財産全般に関する重点的かつ実際の政策課題についてとりまとめられた報告書⁶。知的財産に係る犯罪対策やエンフォースメント、知財システムがもたらすコストと複雑性の低減、デジタル時代に対応したコンテンツ利用を可能とする著作権法制の整備等を勧告。

本報告書を受け、英国政府は、2008 年 1 月、著作権法改正案⁷を発表し、4 月上旬を目処に各方面から意見募集中。条文案の段階で 2 回目の意見募集予定。

(2) 各論

同報告書中著作権に関する勧告 (Recommendation) は以下のとおり。

- 遠隔教育の例外
2008 年までに、遠隔教育と対話式ホワイトボードが教育に関する権利の例外条項に適用されるよう措置すべき。
- 著作隣接権の延長
欧州委員会は録音物と実演家権利の保護期間を 50 年で維持すべき。
- 保護の範囲と期間一般
政策担当者は知的財産権の保護期間と範囲を遡及的に変更しないという方針を採用すべき。
- 私的複製の例外
2008 年までに、私的使用目的のプレイシフトを許容する権利制限規定を導

⁵ SECOND CALL FOR COMMENTS 'FAIR COMPENSATION FOR ACTS OF PRIVATE COPYING'

http://ec.europa.eu/internal_market/copyright/docs/levy_reform/questionnaire_en.pdf

⁶ 2005 年 12 月に財務省よりガワーズ氏にとりまとめが委託された。

Gowers Review of Intellectual Property

http://www.hm-treasury.gov.uk/media/6/E/pbr06_gowers_report_755.pdf

⁷ TAKING FORWARD THE GOWERS REVIEW OF INTELLECTUAL PROPERTY PROPOSED CHANGES TO COPYRIGHT EXCEPTIONS

<http://www.ipo.gov.uk/consult-copyrightexceptions.pdf>

入すべき（これに伴って補償金制度は導入すべきでない）。

- 研究目的の例外

研究目的のための私的複製をあらゆる形態のコンテンツについて許容する。

- 図書館利用の例外

2008年までに、図書館における全ての著作物の記録保存目的での原本複製等や、記録方式の陳腐化回避目的での著作物のフォーマットシフトを許容する。

- パロディ等

ベルヌ条約のスリーステップテストを満たす範囲内で、創造的な改変又は二次的著作物の権利の例外としての扱いが許容されるよう2001年のEC著作権指令の改正を提案する。また2008年までに風刺、パロディ、パステイッシュのための複製権の例外規定を設ける。

- オーフンワークス（著作者不明の著作物）

2001年のEC著作権指令を改正し、オーフンワークスに関する規定を盛り込むよう欧州委員会に提案する。

- P2P対策

政府は、違法複製ユーザー排除に向けたISPと権利者間でのデータ共有に関する規約の合意形成を見守り、2007年末までにその運用の見通しが立たない場合は、適切な規約合意を確立するための立法措置の可否を検討すべき。

2. クリエイティブ・ブリテン (Creative Britain)

(1) 概要

2008年2月に、英国文化メディアスポーツ省が発表した英国のクリエイティブ産業発展のための戦略をとりまとめた報告書⁸。クリエイティブ人材の育成、クリエイティブビジネス発展等内容は多岐に渡り、提案の一つとして知的財産の創造と保護が挙げられている。

(2) 各論

知的財産の育成と保護に関するコミットメントは以下のとおり。

- 2009年4月までの立法化を目指し、違法ファイル交換対策におけるISPと権利者間の協力を求める立法措置のあり方を検討する。
- イギリス知的財産局は知的財産のエンフォースメントのために各種計画を遂行する。
- 知的財産の価値と重要性に関する理解を増進する。

⁸ Creative Britain: New Talents for the New Economy
<http://www.culture.gov.uk/NR/rdonlyres/096CB847-5E32-4435-9C52-C4D293CDECFD/0/CEPFeb2008.pdf>

米 国

○ オーフアンワークスに関する動き

(1) 概要

米国では、著作権保護期間の延長を背景に、権利者不明著作物 (orphan works) に対処するための新たな法制度が検討されている。現在までに法案の提案も行われたが、業界団体の反対のために取り下げられており、制度化には至っていない。

(2) 内容

- 権利者不明著作物に関連する問題については、米国の現行法制度の下でも、図書館・文書資料館による利用⁹、一定の場合の強制使用許諾¹⁰、善意侵害に対する法定賠償の減免に関する規定¹¹等、権利者不明著作物を利用する場合にも活用しうる幾つかの制度は存在する。
- しかし、1998 年の著作権保護期間延長が合憲であることを確認した連邦最高裁判所の *Eldred* 判決 (2003 年)¹²を背景として、権利者不明著作物への懸念や、利用者の過大な負担への意識が高まるなかで、これらの規定では、権利者不明著作物の問題を解決するには限界があると認識されてきた。そうした中、2005 年 1 月に至って上院法務委員会の Hatch 上院議員および Leahy 上院議員の依頼により、米国著作権局が調査を開始し、2006 年 1 月に『権利者不明著作物に関する著作権局長報告書』(“*Report on Orphan Works*”) が提出された¹³
- 報告書では、孤児著作物の問題が現実のものであること、孤児著作物の問題を計量化し、包括的に説明することは困難であること、現行の著作権法で対応可能なものもあるが、多くの問題はそうではないこと、現在の問題に対して意義のある解決を行うためには、新たな立法が必要であるとされている。
そして、著作権法の第 5 章の改正案として、真摯な調査を行ったが著作権者の所在を特定できない場合で、かつ、可能な限り適切な著作者・著作権者の表示を行ったことを利用者が証明した場合、著作権者が後に出現して著作権侵害の請求を行ったとしても、救済手段 (金銭的救済及び損害賠

⁹ 17 U.S.C. § 108(h).

¹⁰ 17 U.S.C. § 115.

¹¹ 17 U.S.C. § 504(c)(2).

¹² *Eldred v. Ashcroft*, 537 U.S. 186 (2003).

¹³ U.S. Copyright Office, Library of Congress, Report on Orphan Works (2006).
<http://www.copyright.gov/orphan/orphan-report-full.pdf>.

償)を制限すべきであるとしている。

具体的には、裁判所は、損害賠償として、侵害された著作物の利用に対する合理的な報償金の支払以外の損害賠償金の支払いを命じてはならず、また、侵害による利用が個人的で、直接・間接に商業的利益を生じない場合には、利用者が侵害の警告を受けてすぐに利用を停止した場合には、裁判所は損害賠償の請求を命じてはならない。また、差止命令に関しては、侵害による利用が変形的な利用である場合、侵害者が合理的な報償金の支払いを行い、合理的な著作者及び著作権者の表示を行う限り、差止請求は認められない。その他の場合には、著作権者は差止めをなし得るが、差止による救済は、侵害者が侵害時に本システムを信頼したために侵害者が差止命令によって被ることとなる損害を考慮して決めなければならないとするものである。

- 2006年には、孤児著作物法案¹⁴及び著作権現代化法案¹⁵が提出された。これらの法案は、上記、著作権局の報告書の改正法案を基調としつつ、これに修正を加えたものである。

具体的には、孤児著作物の利用者が真摯な調査を行ったにもかかわらず、著作権者の所在が不明であり、著作者及び著作権者の表示を適切に行っている場合には、侵害に対する救済手段を限定されるものとした上で、真摯な調査と認められるための要件、利用者が調査を行うための情報基盤の整備に関する著作権局の責任、侵害者が補償金額について真摯に権利者と交渉しなかった場合の金銭賠償の制限の例外、合理的な補償金の算定基準等を詳細に規定している。

なお、いずれも業界団体の反対のため、取り下げられている。

¹⁴ Orphan Works Act of 2006 H.R.5439,109th Cong.

¹⁵ Copyright Modernization Act of 2006 H.R.6052. 109th Cong.

コンテンツの円滑な流通促進のための自主的な取組の例 (最近5年程度)

権利の集中管理について

権利の集中管理は、著作物の流通円滑化に資するものであり、2001年の著作権等管理事業法施行以降、管理事業者数及び管理事業者への委託者数とも増加傾向にはあり、今後、一層の権利委託の促進が期待される場所である。

【著作権等管理事業者の登録状況】

(管理事業者の総数) 平成20年4月1日現在

登録を受けている事業者 36事業者

実際に事業を行っている事業者 31事業者

	01年	06年	07年	08年
管理事業者数の推移	12	28	37	36

※01年は管理事業の登録開始年

(分野別管理事業者数)

○著作物

音楽 8事業者

言語 12事業者

写真・美術 13事業者

その他 1事業者

○著作隣接権の対象物

実演 1事業者

レコード 1事業者

【主な著作権等管理事業者の委託者数等】

ジャンル	管理事業者	03年度	06年度	今後の課題等
		委託者数	委託者数	
原作	日本文藝家協会	2,209	3,063	委託者数の増大が課題
脚本	日本脚本家連盟	1,626	1,840	
音楽	日本音楽著作権協会	13,105	14,516	90%を越える管理率
	イーライセンス	475	817	
	ジャパン・ライツ・クリアランス	21	38	

レコード	日本レコード協会	32	37	90%を越える管理率
実演	日本芸能実演家団体協議会 実演家著作隣接権センター（C P R A）	28,000	31,399	C P R Aと日本音楽事業者協会（非一任型）を合わせると約70%の管理率であるが、どこにも権利を委任していない実演家が約30%おり、それらの実演家にいかに委託を促進するかが課題。
コミック等レンタル	出版物貸与権管理センター	0	6,293	コミックに関して約95%の管理率

※2003年度は報告徴収開始年度

【著作権等管理事業における管理権利範囲の広がり】

○出版物の貸与権に係る一任型管理事業の開始

2004年6月の著作権法改正（2005年1月施行）により、書籍又は雑誌に関して貸与権が及ぶこととなったことを受け、2006年12月より、有限責任中間法人出版物貸与権管理センターが一任型管理事業を開始した。

○放送番組の二次利用に関する一任型管理事業の開始

放送番組等のコンテンツの利用円滑化を図るためには、著作権等の集中管理を進めることが重要であり、今後、インターネット等の新たなメディアでの利用の拡大を視野に入れ、2006年10月より放送番組の二次利用に関する集中管理が開始された。

（社団法人日本芸能実演家団体協議会）

2006年10月より、放送番組の二次利用に係る実演家の権利について、権利者からの委任に基づき、放送番組の二次利用（番組販売、ビデオグラム化及び送信可能化）に関する一任型管理事業を開始。

（社団法人日本レコード協会）

2006年10月より、放送番組の二次利用に係るレコード製作者の権利の一任型管理事業を開始。

民間等における契約等の取組

コンテンツの流通にあたっては、当該コンテンツの権利処理が必要不可欠なものであるが、流通を円滑に行うべく著作権等管理事業者と民間事業者の間等で新たな契約形態が生まれつつある。

また、従来、放送番組の二次利用等に関する権利処理の円滑化を図るべく、日本経済団体連合会等を中心として放送番組の出演契約に係るルール作りがなされるなど、コンテンツの円滑な流通のための様々な取組が進められている。

○動画投稿（共有）サービスの運営事業者と音楽著作権管理事業者間の利用許諾契約

動画投稿（共有）サービスのユーザーが投稿した動画に使用されている楽曲の使用料の支払いについて、動画投稿（共有）サービス運営者と音楽著作権管理事業者間で利用許諾契約を締結。このことにより、動画投稿（共有）サービスのユーザーは、各音楽著作権管理事業者が管理する楽曲の含まれた動画を投稿することが可能となる。

【契約締結状況】

管理事業者	動画投稿サイト運営事業者（サービス名）	契約締結時期
日本音楽著作権協会 （JASRAC）	ソニー（eyeVio）	2008年2月
	yahoo（yahoo!ビデオキャスト）	2007年7月
	ニワンゴ（ニコニコ動画）	2008年4月
ジャパン・ライツ・ クリアランス（JRC）	google（YouTube）	2008年3月

○放送番組のネット配信等に関する取組

・「放送番組における出演契約ガイドライン」の策定

放送番組における出演契約については、ドラマの主演級等は書面で交わされることが多いものの、その他のジャンル等では、ほとんど交わされておらず、権利義務関係が不明確なものとなっているが、優れたコンテンツの創造、コンテンツのマルチユース、国際展開等によるコンテンツ・ビジネスの拡大等を促進するためには、権利義務関係をより透明で公正なものにすることが必要である。

そのため、2007年2月、（社）日本経済団体連合会に設置された「映像コンテンツ大国を実現するための検討委員会」において、関係者間の公平な契約関係の業界標準を示す「放送番組における出演契約ガイドライン」が策定され（2008年2月に新たな研究結果を反映）、現在、関係団体等で幅広く活用されるよう、周知が行われている。

・過去の放送番組等のネット配信に関する日本放送協会（NHK）の取組

本年4月1日施行の改正放送法を踏まえ、NHKは、「NHKオンデマンド」として、ネット配信会社の（株）アクトビラやケーブルテレビ事業者の（株）ジュピターテレコム（J：COM）の展開するTVを通じたビデオオンデマンドサービスやNHK自身のウェブサイトからのパソコン向け配信サービスを利用し、過去に放送した番組を配信する「特選ライブラリー」や、地上放送・衛星放送の5つのチャンネルで1週間以内に放送された番組を配信する「見逃し番組サービス」を2008年12月より開始予定。

「特選ライブラリー」では、NHKが保存する過去のドラマ、アニメ、ドキュメンタリーなど幅広いジャンルの番組を配信。また「見逃し番組サービス」は日々放送する主要ニュースと10～15本程度の番組を、放送後1週間程度配信するもので、欧米では同様のサービスが「キャッチアップサービス」として急速に普及している。

○権利者不明に関する取組

・不明実演家に関する一任型権利処理の過渡的受け皿

放送番組の二次利用に係る実演家が不明の場合に、実演家の権利者団体である（社）日本芸能実演家団体協議会・実演家著作隣接権センター（CPRA）が利用者である放送番組事業者から不明者に係る使用料を預かり、不明者の調査を行い、クレーム等にも対応する。

放送番組事業者は不明者の所在が判明しない段階でも、放送番組の二次利用を進め、不明者が判明した場合は、CPRAが対応することとし、最終的に不明者が判明しなかった場合は、不明者に係る使用料を放送事業者または放送事業者が指定する第三者に返還されることとなる。

コンテンツ情報の集積と開示

コンテンツの円滑な流通のためには、コンテンツに係る権利者情報が明確になるなど、コンテンツの流通市場の透明性の確保が重要となっている。そのため、コンテンツの情報を集積し公開する「コンテンツ・ポータルサイト」などの構築が進められている。

○コンテンツID

・「Digital Rights Permission Code（許諾コード方式）」

コンテンツの流通させる際に、コンテンツを特定する①「コンテンツID」、権利者等を特定する②「FromID」、利用者等を特定する③「ToID」、利用許諾条件を表現する④「N許諾コード」の4要素を数値コードで付与することで、消費者の所有する携帯電話やPC等の多様な機器においてコンテンツに関する正確な情報を提供するとともに、コンテンツの権利者等への利用実績の報告を実現するもの。権利者団体間においてもこれを共通利用することで、公正・透明な分配等の権利分配業務が期待できる。

(株)電通で考案され、(株)メロディーズ&メモリーズグローバル(MMG)が構想を引き継ぎ国際・国内標準化活動を開始した。

2007年6月よりサービスがスタートしたコンテンツ・ポータルサイト「JapaCON」においては本方式の主たる要素のうち、共通コンテンツID、共通事業者IDが「CCD IDモデル」として採用されている。

(社)電子情報技術産業協会(JEITA)を通じて、日本から国際電子技術標準化会議(IEC)に対して本方式の標準化の提案が行われ、2008年2月15日、同会議の国際標準となった。

○コンテンツ・ポータルサイト

・「JapaCON（ジャパコン：ジャパン・コンテンツ・ショーケース）」

「放送番組」、「映画」、「音楽」、「文芸作品」、「コミック」、「アニメ」、「写真／美術／イラスト」、「ゲーム」の8つのカテゴリで日本の様々なエンターテインメント・コンテンツの情報を国内外に発信するウェブサイト。

(社)日本経済団体連合会が、様々なコンテンツのマルチユースの促進を図るためコンテンツ情報を発信するためのデータベースを提供することを目的として企画。

関連企業・団体等がコンテンツ・ポータルサイト運営協議会を設立し、「知的財産推進計画」に基づく政府の支援を受けて創設。同協議会の委託を受けたNPO法人映像産業振興機構(VIPO)が運営を担当し、2007年6月からサービスがスタート。

検索機能を用いて誰でもコンテンツの情報、権利者情報等を入手できるほか、マルチユース等の目的でコンテンツの利用を希望する登録事業者は権利者の問合せ先等のより詳細な情報を入手できる。登録コンテンツは2008年3月末現在、約380万件。

現在は日本語及び英語での情報発信となっているが、将来的には中国語等の多言語化も予定されている。